

規 則

東日本大震災に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―一〇〇四

東日本大震災に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―九三九）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東日本大震災及び東日本大震災以外の原子力災害に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則

第一条中「第二十九項」を「第三十二項」に改め、「特例」の下に「及び東日本大震災以外の原子力災害に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例」を加える。

第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（業務）」を付する。

第五条中「特例」の下に「及び東日本大震災以外の原子力災害に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例」を加え、「埼玉県」を削り、同条を第七条とする。

第四条第一項中「前条第一項第二号」を「第四条第一項第二号」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第四条第二項」に改め、同条を第六条とする。

第三条の見出しを削り、同条第一項第一号中「前条第一号」を「第二条第一号」に改め、同項第二号及び第三号中「前条第二号」を「第二条第二号」に改め、同項第四号及び第五号中「前条第三号」を「第二条第三号」に改め、同条を第四条とし、同条の前に見出しとして「（支給額）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第五条 条例附則第二十九項の委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第三条第一号の業務のうち原子炉建屋（人事委員会が定めるものに限る。）内において行うもの 四万円を超えない範囲内の額

二 第三条第一号の業務のうち前号に掲げるもの以外のもの 二万円を超えない範囲内の額

三 第三条第二号の業務 一万円を超えない範囲内の額（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその百分の百を超えない範囲内の額を加算した額）

2 同一の日において、前項各号に掲げる業務のうち二以上の業務に従事した場合

における当該二以上の業務に係る手当の調整に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第二条の次に次の一条を加える。

第三条 条例附則第二十九項の委員会規則で定める業務は、原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合において行う次に掲げる業務とする。

一 原子力災害対策特別措置法第十七条第九項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち埼玉県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるもの（次号において「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う業務

二 特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う業務（前号に掲げるものを除く。）

附則第二項の前の見出し及び同項から第六項までを削り、附則第七項の見出しを削り、同項を附則第二項とし、同項の前に見出しとして「（警察業務手当の特例）」を付し、附則に次の二項を加える。

3 警察職員が東日本大震災以外の原子力災害に対処するため、職員の特殊勤務手当に関する規則第十四条第三項各号の業務に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の警察業務手当の額は、条例第十二条第二項第十三号の規定にかかわらず、この規定による額（同号括弧書に規定する額を除く。）に、その百分の百に相当する額を超えない範囲内の額を加算した額とする。

（東日本大震災以外の原子力災害に対処する業務に係る特殊勤務手当額の特例に係る業務等）

4 条例附則第三十項の委員会規則で定める業務、委員会規則で定める時間及び委員会規則で定める額のほか、東日本大震災以外の原子力災害に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関し必要な事項は、東日本大震災以外の原子力災害発生時に、人事院規則等を踏まえ、規定するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。